

☆☆新井区民活動センター集会室等使用案内☆☆

1. 区民活動センター集会室等を使用するには

新井区民活動センターでは地域の自主的な活動を支援するため、集会室等の貸し出しを行っています。利用できる団体は、「5人以上の住民等で構成する団体で、団体登録をしていただく」ことが原則です。また、「活動内容が営利を目的とした行為でないこと」、「活動内容が他の利用者の妨げ又は迷惑となる行為でないこと」が条件となります。

2. 使用団体登録について

●登録の要件

- ①5人以上で構成されている団体であること。
- ②構成員(会員)の半数以上が区内に在住・在勤・在学していること。

●手続きは

- ①「集会室等使用団体登録申請書」に必要事項をご記入のうえ、「緊急時連絡先確認簿」「会員名簿」を添えて新井区民活動センターに提出してください。
- ②内容を審査・確認のうえ、「集会室等使用団体登録証」をお渡しします。「集会室等使用団体登録証」の発行には10日間程度お時間をいただきます。抽選会及び窓口でのお申込みの際には、この登録証をご持参ください。

●登録区分は「地元団体」「高齢者団体」「子ども団体」「一般団体」に区分されます。

- ①地元団体…構成員の過半数が新井区民活動センターの管轄内に住所を有している団体
- ②高齢者団体…60歳以上の高齢者で構成され、高齢者相互の交流を目的とした団体
- ③子ども団体…構成員の半数以上が18歳未満の児童で構成され、かつ児童が主体的に運営する団体
- ④一般団体…上記3区分に当たらない団体

3. 集会室等の使用申込み方法について

登録団体が同一の月内において集会室等を使用できる回数の限度は4回(4コマ)です。

①抽選会による申込み

- ◇抽選会に参加するには、団体登録されていることが条件です。
- ◇毎月第3月曜日(祝日の場合はその翌日)に、2か月先の使用分の抽選を行います。
(例) 6月使用分は4月の第3月曜日に抽選
- ◇抽選会場
新井区民活動センター 2階 洋室2・3・4号
- ◇受付時刻
 - ・和室3・4号を使用する高齢者団体…午前 9時30分
 - ・地元団体……………午前 9時45分
 - ・一般団体……………午前 11時00分

◇受付方法

上記登録団体別の受付時間までに、抽選会場(2階・洋室2・3・4号)入口にある「抽選会出席団体名簿」に団体名を記入します。

- ⇒受付順に「集会室等使用団体登録証」を提示のうえ、番号札を引きます。
- ⇒抽選会場へ。「集会室等仮申込書」に希望する使用日等を記入します。
- ⇒番号札の順番に、記入済みの「集会室等仮申込書」を受付に提出します。
- ⇒職員が使用できるかどうか確認します。
- ⇒使用日等が確認できたら、使用日等を記入した「集会室等使用承認書兼使用

料減額・免除申請書」をお渡ししますので、必要事項（申請者氏名、住所等）を記入してください。

⇒記入が終わったら「集会室等使用承認書兼使用料減額・免除申請書」を「集会室等使用団体登録証」とともに、1階窓口へ提出してください。

有料の場合は同時に使用料を支払います。最後に「集会室等使用承認書兼使用料減額・免除承認書」を受領して終了です。

②抽選日以後の区民活動センター窓口での申込み

◇抽選会の翌日から使用日までの月曜日から金曜日に（センター窓口休業日を除く）、1階窓口で申し込みます。

◇申込受付時間は午前8時30分から午後5時までです。

③電話予約

◇登録団体は抽選会の翌日から電話での予約もできます。

◇予約受付時間は窓口での受付時間と同じです。

◇電話予約後は、予約日の翌日から業務日3日以内に使用申請手続きを行わないと予約は無効となります。

④使用回数の特例

◇使用日の1か月前を経過した日以降は、空きがあれば月4コマを超えて申込みことができます。

<特例使用について>

◇申請する方が中野区民（在勤・在学含む）であれば、人数に関係なく使用できます。

◇申請書の受付は使用する日の21日前からとなります（その日が区民活動センターの休業日にあたるときは、その翌日から）。

◇団体登録は必要ないですが、申請書に申請者の氏名・住所・電話番号を記載して下さい。

◇電話予約は出来ません。◇使用料はすべて有料となります。

4. 使用料について

活動内容によって有料・免除の区分があります。

●有料となる団体

スポーツ、音楽、けいこ事など趣味的な活動や自主的な集会・会議

※有料の場合は、使用申請時にお支払いいただきます。

集会室別・利用時間区分別の使用料は一覧をご覧ください。

●免除となる団体

下記の活動を行っている団体は、あらかじめ「地域活動登録制度」に登録していただくことにより、使用料が免除となります。

①地域自治活動

安全・安心なまちづくりその他身近な地域課題の解決、区政への参加の推進などの地域自治に関する活動を行う団体

②健全育成活動

子どもが健やかに成長できる地域社会の形成、子育て・子育て支援などの子どもの健全育成に関する活動を行う団体

③支えあい等の活動

高齢者、障害者等に対する地域における支えあいや自立支援又はその家族への援助などに関する活動を行う団体

④環境保全活動

資源の有効利用、環境美化の推進などの快適な地域環境の保全に関する活動を行う団体

※詳細についてはお問い合わせください。

5. 使用の取り消し及び変更について

使用日の7日前(その日が窓口休業日の場合はその翌日)の午後5時までに、「集会室等使用取消申請書兼使用料返還申請書」を提出した場合は、使用料の半額を返還します。返還方法は口座への振り込みとなります。取消し申請には、「集会室等使用承認書」と使用申請を行った方(申請者)の印鑑(スタンプ印不可)、申請者名義の口座番号(通帳、キャッシュカード)をご持参ください。7日前を過ぎた場合は、使用料の返還はできませんので、ご注意ください。

なお、地震・水害・火災等使用者の責によらない事由により取り消す場合は全額返還いたします。(※使用承認後の使用日時や部屋の変更はできません。取り消し手続きをしたうえで、改めて申し込むこととなります。)

6. 使用できない場合について

- ◇火災や水害等で、区が一時避難所として使用する場合
- ◇年末・年始(12月29日から31日、1月1日から1月3日)
- ◇3・6・9・12月の第3月曜日(休日に当たるときはその翌日)の休館日

☆☆ 使用上のご注意 ☆☆

- 使用当日は窓口の係員に「集会室等使用承認書兼使用料減額・免除承認書」を提示し、部屋の鍵と終了時に提出する「自主点検票」を受け取ってください。必要な物品は(CDラジカセ等)は、「貸出し物品整理簿」に記入の上、受け取ってください。
- 使用時間には、準備及び後片付けの時間が含まれています。
- 駐車スペースは障害者用のみです。お車でのお越しはご遠慮ください。
- 収容定員を超えて使用しないで下さい。
- 使用に際しては、他の利用者に迷惑がかからないようお互いにご配慮をお願いいたします。特に音、振動についてはご留意ください。
- 茶器(ポット、急須、茶碗)は給湯室に備えてありますが、茶葉は各団体でご用意ください。
- 使用後は必ず清掃を行い、机・イスなどは元の位置に戻してください。
(1・2階給湯室に掃除機・ほうきなどを置いてあります。ご利用ください。)
- ゴミ等は必ずお持ち帰りください。
- 清掃後は、消灯や戸締り・忘れ物なども確認して、「自主点検票」に記入して下さい。特に火気管理については、十分ご注意ください。
- 鍵、自主点検票、貸出し物品は、窓口の係員に返して下さい。

〈火気管理について〉

- 館内は禁煙です。喫煙は平和公園通り側(建物西側)の吸殻入れのある場所で行います。
- 火気を使用した場合は(調理室、給湯室、茶室の電熱風炉)、必ず点検して安全確認をして下さい。その他の場所での火気使用は禁止します。事業等で火気が必要な場合は、事前に連絡し、承認を得てください。

☆☆ 集会室等使用料一覧 ☆☆

	部屋名	用途	広さ	定員	使用時間区分・使用料					
					午前		午後		夜間	
					午前9～12時		午後1～5時		午後6～10時	
1階	和室1号	茶、華道 着付け、会 議など 水屋設置	10 畳	12 名	100円	200円	200円			
	和室2号		10 畳	12 名						
	和室3号	平日夜間 土日祝日 の使用。 碁、将棋、 会議など	10 畳	12 名						
	和室4号		10 畳	12 名						
	調理室	調理専用	26.12 ㎡	13 名	200円	300円	300円			
	洋室1号	会議など 調理室と 併用可能	27.5 ㎡	12 名	200円	300円	300円			
2階	洋室2号	会議、講習 会など 2室、3室 続けて1 室として 使用可	45.38 ㎡	24 名	400円	600円	600円			
	洋室3号		43.31 ㎡	24 名						
	洋室4号		43.31 ㎡	24 名						
					午前	午後	夕方	夜間		
					午前9～12時	午後1～4時	午後4～7時	午後7～10時		
	多目的室	卓球、ダンス などスポーツ	220. ㎡	130 名	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円		
3階	音楽室	楽器、歌な ど音楽活 動、演劇練 習	53.41 ㎡	30 名	600円	600円	600円	600円		

◇和室3・4号は、平日昼間は高齢者集会室として使用しますので、団体での使用はできません。

◇和室1・2号、3・4号は、それぞれ襖で仕切られています。襖を外せば一部屋として使用できます。

◇和室は、畳を痛めない程度の体操や踊り(日本舞踊など)でも使用可能です。

◇2階の洋室2・3・4号はアコーディオンカーテンで仕切られています。開ければ1室として使用できます。

◇洋室は、下の階や隣りの部屋に振動や音が影響しない程度であれば、ダンスや体操でも使用できます。

◇朗読や本の読みあわせなどは、通常会話より大きな声・音を出す場合は、演劇練習と同等とみなして音楽室しか使用できません。

◇いずれの部屋も音・振動が大きく他の利用者の迷惑となる場合には、制限をお願いすることがありますのでご了承ください。

中野区新井区民活動センター

中野区新井3-11-4 電話3389-1411

FAX3389-1417